

田野町移住希望者等支援交通費補助金交付要綱

(令和7年4月1日要綱第11号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外から田野町への移住促進を図るため、田野町移住希望者等支援交通費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、高知県外に在住する移住希望者が、田野町を訪れる際の交通費の一部を補助することにより、田野町に関する理解を深め、田野町への移住・定住を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 田野町への移住を希望又は検討している個人をいう。
- (2) 移住活動 移住希望者における移住の実現に向けた田野町への訪問活動をいう。
- (3) 補助事業 補助金の交付の対象となる移住活動をいう。
- (4) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 高知県外に居住し、田野町へ移住を検討している移住希望者。
- (2) 交付対象経費に対し、他の補助金を受けていない者及び受ける予定のない者。
- (3) 世帯全員が田野町暴力団排除条例（平成23年3月8日田野町条例第1号）に規定する暴力団等でない者。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、居住地から田野町までの往復に要する経費（公共交通機関を利用する場合は、特別に発生する経費（グリーン車の利用料及び航空機の特別料金等）は除く）であり、かつ、次の各号に掲げるいずれかの目的に添うものに限る。

- (1) 町が参加する移住フェア等において相談実績のある者が、移住活動として田野町を訪れ、田野町移住体験住宅を利用する場合
- (2) 高知県又は東部地域の自治体が実施する移住体験ツアー等に参加する場合であって、かつ、田野町での活動がツアーメニューに組み込まれている場合
- (3) 田野町の地域産業の担い手を目指す目的で研修又は体験等に参加する場合
- (4) その他、町長が特別に認める場合

(補助金の額等)

第6条 補助金の額等は別表第1に定めるとおりとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下、「補助事業者」という。）は、出発日の15日前までに田野町移住希望者等支援交通費補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）、交付の対象となる経緯を証する書類（様式第3号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 複数の移住希望者が同一の移住活動を行った場合において、交付の申請は、同居の移住希望者に限り、一括して行うことができる。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請が適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、田野町移住希望者等支援交通費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(変更申請)

第9条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、田野町移住希望者等支援交通費補助金変更承認申請書(様式第5号)を、あらかじめ町長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の中止

(2) 補助対象経費の増額(ただし、補助金交付決定額に変更がない場合は、この限りではない。)

(3) 補助金交付決定額の20%を超える減額

2 町長は前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは田野町移住希望者等支援交通費補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、移住活動終了後30日以内又は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、田野町移住希望者等支援交通費補助金実績報告書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助額の確定及び交付)

第11条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助事業者へ田野町移住希望者等支援交通費補助金交付確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、田野町移住希望者等支援交通費補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 町長が交付を取り消す必要があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定による取り消しをしたときは、田野町移住希望者等支援交通費補助金交付確定取消通知書(様式第10号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、田野町移住希望者等支援交通費補助金返還命令書(様式第11号)により、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

交付対象者	補助率及び補助額	補助限度額
第 4 条に掲げる要件を全て満たす者であり、かつ、次の（１）～（３）のいずれかに該当する者。 （１）34 歳以下の単身者 （２）若者夫婦（ともに 39 歳以下） （３）子育て世帯（子が 18 歳未満）	第 5 条に規定する補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額。 （ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）	1 人あたり 8 万円
第 4 条に掲げる要件を全て満たす者であり、かつ、上記（１）～（３）に掲げる以外の者。	第 5 条に規定する補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額。 （ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）	1 人あたり 4 万円